



新たな森林管理の時代が到来か

平成30年の夏は、多くの災害に見舞われ、なかでも7月豪雨や台風20号、21号は、京都市内にも甚大な倒木被害を及ぼしました。

長い伝統を持つ歴史都市の印象が強い京都市ですが、実は、市域面積約827.83平方キロメートルのうち、なんと約74%にも上る約609.97平方キロメートルを森林が占める、全国有数の森林都市でもあるのです。森林は、林産物の供給等だけではなく、水源の涵養、国土の保全、景観の維持、地球温暖化の防止など、驚くほど私たちの生活と関連する多くの機能を有しています。

それが倒木により、森林の持つ防災面の機能が損なわれてしまうと、大規模な災害が続けて発生した場合には、被害が更に広がる可能性が考えられます。

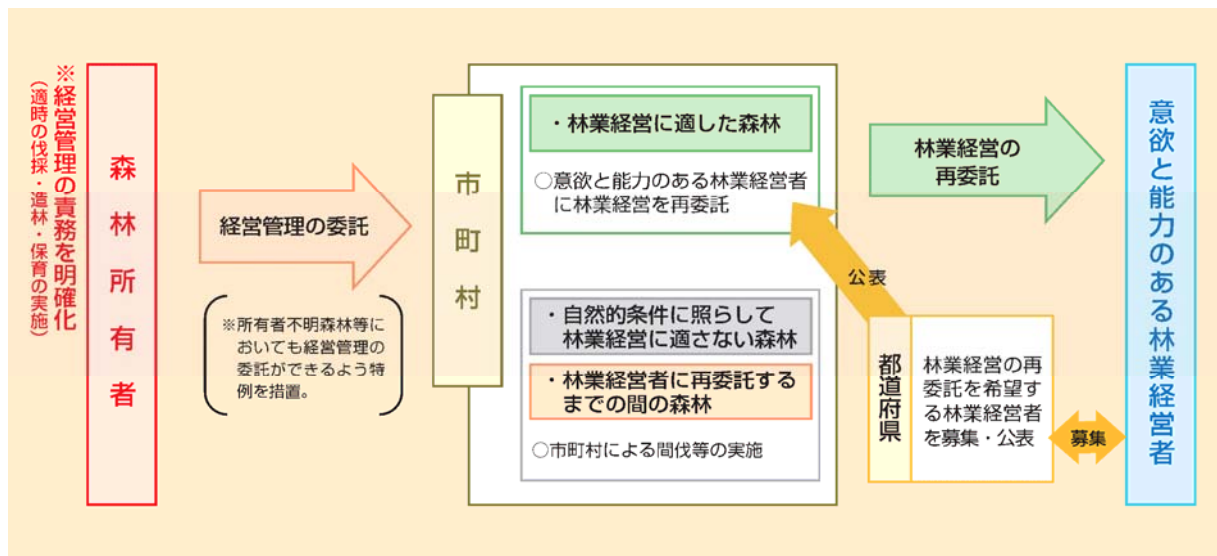
また、近年は、林業の低迷により、放置された森林が増えてきていることから、国では、林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新たな法律である森林経営管理法を制定し、平成31年4月1日から森林経営管理制度の運用が始まろうとしています。

新たな制度では、経営管理が行われていない森林について、所有者の意向を確認したうえで、自ら経営管理ができない場合には、森林の経営管理に必要な権利を市町村に委ねることができるとしています。委託を受けた市町村は、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に集約するとともに、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林については、市町村が適切に管理を行うこととなっています。

京都市では、こうした国の動きを見据え、これまでから大規模集約型林業モデル事業として、森林の経営を面的に集約し、持続的な林業経営が可能となる新たな仕組みづくりに取り組んでおり、平成30年度は、関係団体等による協議会を設置し、モデル地区において森林所有者への経営意向の調査や所有者不明林の把握などを進めているところです。

今後、京都市においても、森林所有者や意欲と能力のある林業経営者との連携を図り、個別の森林の状況に応じた適切な管理を進めてまいります。

<新たな森林管理システム>



(出典：林野庁「平成29年度森林及び林業の動向」)